

件名	松前町議会会議規則の一部を改正する規則
主管課	議会事務局
関係課	
改正対象	松前町議会会議規則（平成元年松前町議会規則第 21 号）
根拠法令等	
制定（改正）理由	<p>議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定する。</p> <p>また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改める。</p>
制定（改正）の主な内容	<p>第 2 条中、「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中、「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に改め、「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。</p> <p>また、第 88 条第 1 項中、「請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。</p>
施行日	公布の日
【その他参考事項】	